

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標		
I 現状		
(1) 地域の災害リスク		
1 風水害		
<p>当市において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。なお、当市では、土砂災害（特別）警戒区域と瑞梅寺川及び雷山川で洪水浸水想定区域が指定されている。</p>		
■糸島市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所		
災害形態	危険区域・箇所	箇所数・距離・面積
水害	重要水防箇所（瑞梅寺川水系）	6箇所
	〃（桜井川水系）	1箇所
	〃（雷山川水系）	6箇所
	〃（一貴山川水系）	1箇所
	〃（加茂川水系）	3箇所
	〃（福吉川水系）	2箇所
	災害危険河川区域（瑞梅寺川水系）	1,212m
	〃（桜井川水系）	808m
	〃（雷山川水系）	1,807m
	〃（一貴山川水系）	65m
	〃（加茂川水系）	59m
	〃（福吉川水系）	65m
土砂災害	砂防指定地	135箇所
	地すべり防止区域	1箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	10箇所
	土砂災害警戒区域（土石流）	380箇所
	うち、土砂災害特別警戒区域	321箇所
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	747箇所
	うち、土砂災害特別警戒区域	733箇所
	土砂災害警戒区域（地すべり）	6箇所
	防災重点農業用ため池	148箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	0箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	115箇所
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）	4箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	151箇所

	地すべり危険地区（民有林）	0 箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	256 箇所

出典：福岡県地域防災計画資料編Ⅱ（災害危険箇所編）

2 台風による高潮災害

台風の経路別にみると、台風が糸島市の東側を通過する場合に北よりの風の吹き寄せ効果により、玄界灘沿岸で高潮の発生するおそれがある。

高潮被害は防潮堤など海岸部の整備が推進された結果、昭和 40 年代以前のような甚大な被害は抑えられつつある。しかし、近年になっても日本各地で発生し続けており、高潮による大きな被害が発生する可能性は依然として高く、例えば平成 16 年の台風 18 号により、山口県では死者・行方不明者 26 人（全国 45 人）、負傷者 177 人（全国 1,301 人）の被害が発生している。

3 津波災害

過去には有明海において、島原半島の眉山崩壊にともない数mの津波が発生しているほかは、当県沿岸で大きな津波は記録されていない。

当市の周辺にあり地震発生に伴い津波が到達する可能性があるものとしては、対馬海峡東断層があげられる。本市における最高津波水位は、4.4m程度と予想され、海岸沿いで 470ha が浸水被害を受けるおそれがある。

■地震による最大津波高および津波到達時間

沿岸名	最高津波水位を起す波源の断層	最速津波到達時間(分)※	最高津波到達時間(分)	最高津波水位(m)	浸水面積(ha)	人的被害(死者数)	物的被害(棟)	
							全壊	半壊
玄界灘沿岸	対馬海峡東断層	24	180	4.4	470	13	58	305

※初期水位から 20cm 上昇する時間

出典：「福岡県津波浸水想定（平成 28 年 2 月）」

4 地震災害

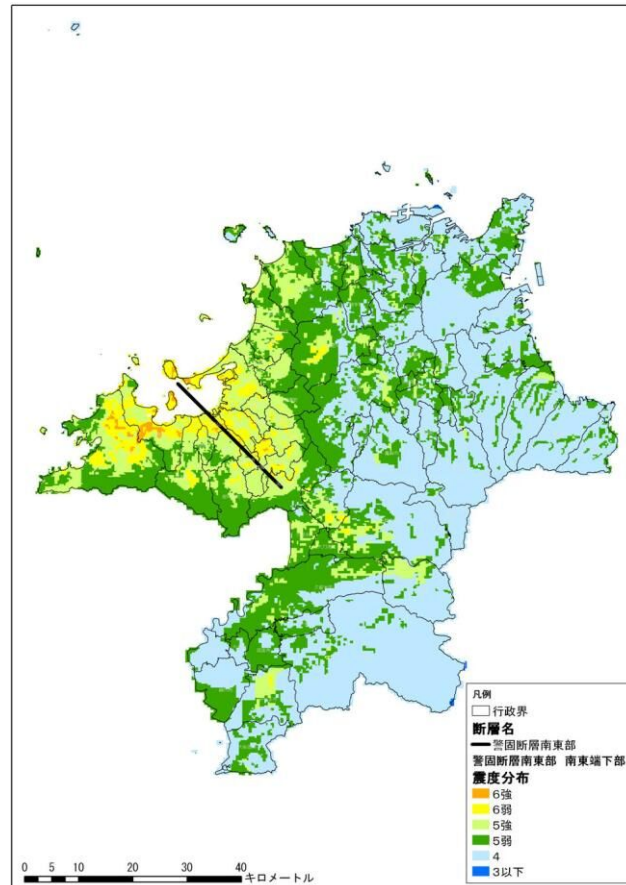
福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）では、福岡県内に存在する 4 つの活断層（小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層）が活動した場合及び各市町村において震度 6 弱程度の地震を仮定した被害想定をしている。この中で、糸島市の被害が最も大きくなるのは、警固断層南東部地震（震度 6 強）であり、水縄断層、西山断層地震のケースにおいても、人的被害が想定される。

液状化災害についても地震動と同様に、断層周辺に危険度の高い地域が認められる。

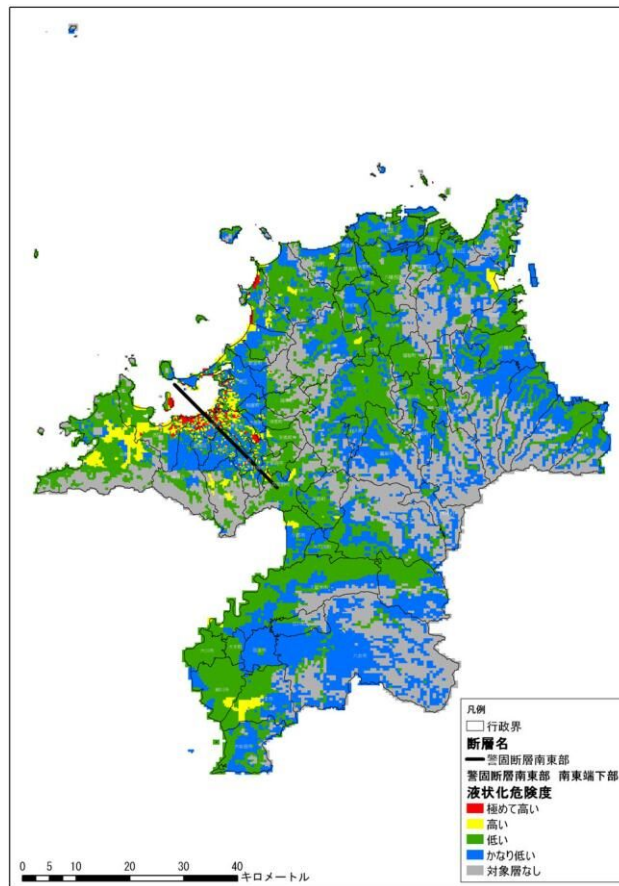
■市域の最大地震想定の設定

想定震源断層	警固断層南東部	震源断層長さ	27km
震源断層の位置	福岡県福岡市－筑紫野市	マグニチュード	7.2
震源断層の深さ	2.0～17.0km	断層の破壊開始点	断層南東下部
震源断層の幅	15.0km	断層の傾き	垂直

出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県：平成 24 年 3 月）



震度分布図【警固断層（南東部）（破壊開始：南東下部）】



液状化危険度分布図【警固断層（南東部） （破壊開始：南東下部）】

■糸島市の地震被害想定結果

想定地震		警固断層南東部地震
地震の規模(M:マグニチュード)		7.2
震源の深さ		2 km
最大震度		6 強
液状化現象		高い～対象層なし
斜面崩壊	危険度 A 箇所数	16
	被災建物棟数	6
建物被害棟数	全壊(木造・非木造)	2,331 (2,211・120)
	半壊(木造・非木造)	1,236 (1,124・112)
	全半壊(木造・非木造)	3,567 (3,335・232)
	全半壊率(%)	6.62
火災被害	出火件数	12
	焼失棟数	4
ライフライン被害箇所	上水道管	125

	下水道管	35
	都市ガス管	0
	L P ガス	—
	電柱	14
	電話柱	15
道路被害箇所	国道 202 号	6
	県道前原富士線	1
	県道大野城二丈線	2
	県道福岡志摩前原線	3
	県道福岡志摩線	2
高速道路被害延長 (m)	西九州自動車道	20,000
	二丈浜玉道路	1,000
鉄道被害箇所	J R 筑肥線	24
漁港被害延長 (m)	福吉漁港	1,498
	大入漁港	0
	深江漁港	310
	加布里漁港	1,026
	岐志漁港	1,483
	姫島漁港	1,040
	船越漁港	2,217
	芥屋漁港	689
	野北漁港	2,302
人的被害 (人)	死者数	137
	負傷者数	2,098
	要救出現場数	932
	要救出者数	734
	要後方医療搬送者数	210
	避難者数	4,349
要救護者 (人)	食糧供給対象人口	75,572
	給水対象世帯	27,778
	生活物資供給対象人口	4,349

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

注 1) 道路被害、鉄道被害は糸島市域とは限らない。

5 感染症

新型インフルエンザウイルスは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2,585人
- ・ 小規模事業者数 2,395人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業者	502	491	市内に広く分散している
	製造業者	237	216	市内に広く分散している
	卸売業者	114	98	市内に広く分散している
	小売業者	437	380	市内に広く分散している
	飲食宿泊業者	347	323	沿岸部や中心地周辺に多い
	サービス業者	687	645	市内に広く分散している
	その他業者	261	242	市内に広く分散している

(商工会イントラより抽出 令和7年8月)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 糸島市地域防災計画の策定
- ・ 糸島市業務継続計画の策定
- ・ 災害ハザードマップの作成・周知
- ・ 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、自主防災組織等の人材育成支援
- ・ 避難体制の整備、災害備蓄物資等の整備
- ・ 災害時における市と事業者との相互協力関係の構築（協力協定の締結等）
- ・ 糸島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定に関する専門家の個別支援
- ・ 損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 工業委員会による防災セミナーの開催
- ・ 職員向け防災訓練の実施
- ・ 当会事務局BCPマニュアルの作成
- ・ 糸島市との「防災・減災に関する協定」に基づく協力事業者の登録
- ・ 当会独自のBCPリーフレット作成及び市内事業者へ配布

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をどういった体制でしなければならないかを定めた具体的な協力体制づくりや、マニュアルが整備されていない。加えて、平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。
- ・小規模事業者の多くが事業継続計画（BCP）または事業継続力強化計画を策定していないため、有事の際の事業継続に対応できないケースが懸念される。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画の策定など事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成をする。
- ・事業継続力強化計画の未認定事業者に対し、計画認定事業者を増加させる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会と当市で令和3年2月17日に締結した「防災・減災に関する協定」において、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必

要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年1月5日施行
- ・令和7年9月24日第2版の作成

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ（株）トータルサポートオーク（あいおいニッセイ同和損害損保（株）代理店）や福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・福岡県商工会連合会が行う「リスク予防診断」を活用し、BCPの簡易版である事業継続力強化計画の策定及び認定事業者を増加させ、必要な共済制度も斡旋する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）糸島市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身
がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

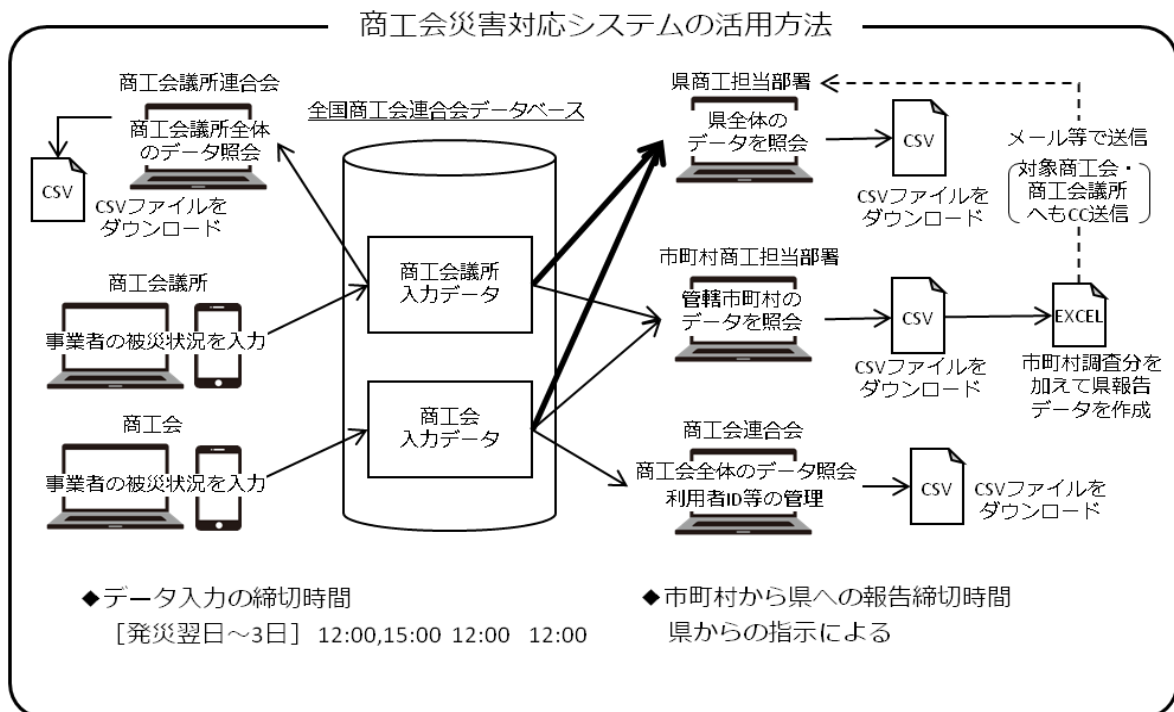
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・感染症流行の場合、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

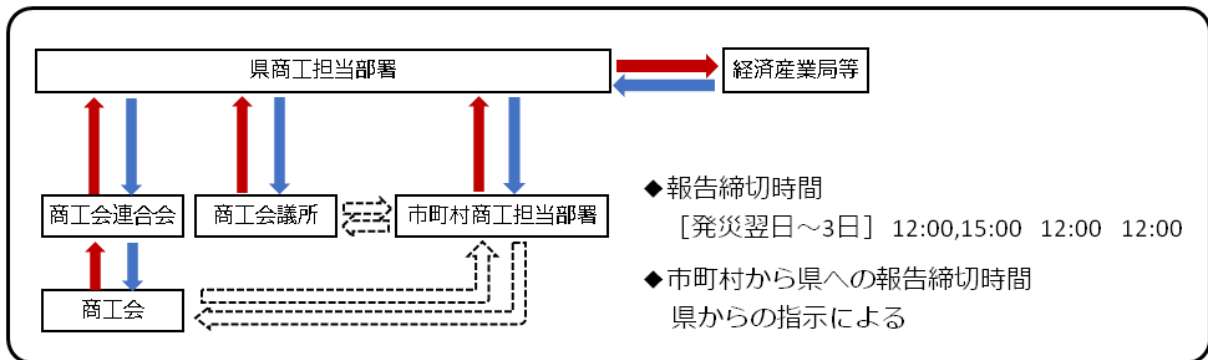
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、糸島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：(メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名：

記入担当者：

被害箇所				被害状況		区分 (新規or修正or修正無)
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害状況	
記入例 ○○郡○○町○丁目○	—	株式会社○○製作所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新規＝前回報告に無かった情報 修正＝前回報告内容に修正を加える場合 変更無＝前回報告内容から変更がない場合
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1						
2						
3						

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記して行ってください。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会は市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

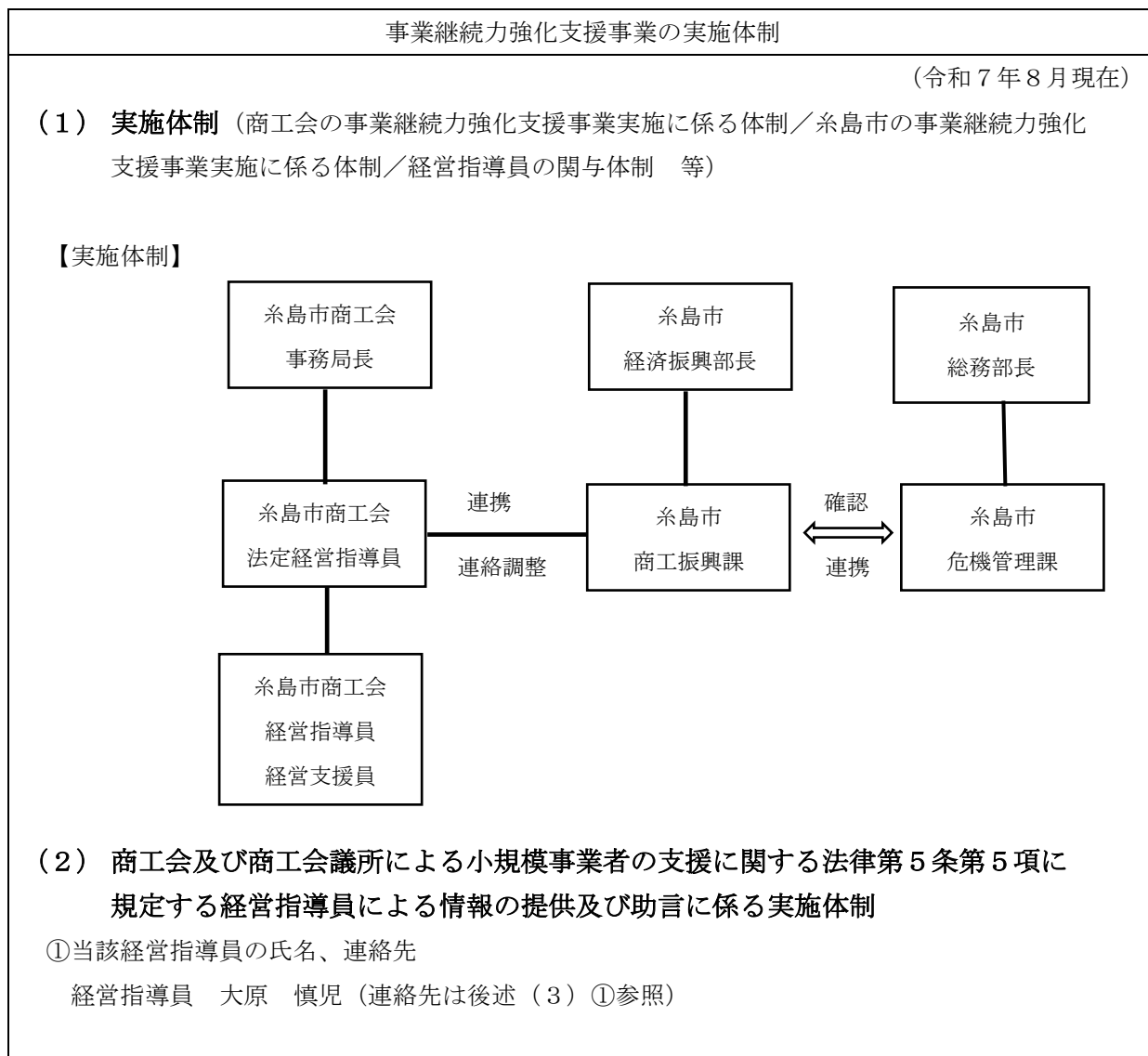
- ・ 県や当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福岡県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

糸島市商工会 総務共済課

〒819-1118 福岡県糸島市前原北一丁目1番1号

TEL: 092-322-3535 / FAX: 092-322-1113

E-mail: itoshima@shokokai.ne.jp

②関係市町村

糸島市役所 経済振興部商工振興課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1-1

TEL: 092-332-2096 / FAX: 092-324-2531

E-mail: shokoshinko@city.itoshima.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、糸島市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
1. 株式会社トータルサポートオーク (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店代理店) 代表取締役 岡崎 隆行 所在地 〒819-1128 糸島市篠原東 1-21-11 電話番号 092-323-4367
2. 福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号 092-622-8071
連携して実施する事業の内容
1. 株式会社トータルサポートオーク ・小規模事業者に対する災害リスクの周知。 ・専門家としての損害保険の見直しの助言アドバイス。(セミナー等での講師依頼)
2. 福岡県火災共済協同組合 ・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR。 ・保険の見直し相談会の充実、リスク診断への協力。
連携して事業を実施する者の役割
1. (株)トータルサポートオーク(あいおいニッセイ同和損害保険(株))と商工会が共催でセミナー等を開催し、災害へのリスク対策などを十分に認識していただくことで、事業者自らのBCP策定に結び付ける。
2. 福岡県火災共済協同組合と商工会の共同による巡回訪問などの機会を踏まえ、災害保険等の見直しや、各事業者に適したリスク診断を図る。 (効果) 専門家による事前の災害リスクを周知することで、被害を最小限に抑えるとともに、事業継続への体制を図ることができる。

連携体制図等

